

勝山市定住化促進事業

勝山市の定住人口の増加、空き家を有効活用するU・Iターン者及び子育て世帯への住環境の整備、及び子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居・同居の推進を図ること、並びに地域の活性化に資することを目的に、住宅取得及びリフォームに要する経費の一部を補助します

~~~~~ 多世帯同居リフォームに対する補助 ~~~~~

1. 補助対象者

次のすべてに該当する者

- (1) 多世帯同居を開始する者、又は多世帯同居の世帯数を1以上増加させる者
(既に多世帯同居を開始している場合は住民票の異動日が申請日の6ヶ月以内の場合に限る)
- (2) 申請者及び同居する世帯全員が市税等を滞納していないこと
- (3) 個人情報の利用について同意書により同意できる者

2. 補助金額

○補助対象工事費の1/10で、上限90万円

3. 補助対象住宅

次のすべてに該当する住宅

- (1) 市内に存する一戸建て住宅、又は併用住宅
(併用住宅の場合、延床面積の1/2以上が住宅の用に供されていること)
- (2) 多世帯同居を行うものが所有し、かつ居住する一戸建て住宅
- (3) 過去にこの補助金を受けていない住宅

4. 補助対象工事

市内業者にて行う多世帯同居に必要となるリフォームのうち次のいずれかに該当する工事

- (1) 間取りの変更に関する工事(既存の間取りの変更を伴わない増築を含む)
- (2) バリアフリー改修工事
 - (ア) 手すりの設置
 - (イ) 段差の解消
 - (ウ) 廊下幅等の拡張
- (3) 台所、浴室、便所、洗面所等の設備の改修工事
(ただし、太陽光発電設備を除く)
- (4) 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事
(ただし、公共下水道及び農業集落排水処理区域外に限る)

5. 注意事項

- (1) 交付申請は工事着工前に申請してください。工事着工後の申請は受付できません。
- (2) 工事は、交付決定通知が届いてから着工してください。
- (3) 申請から交付決定までは、約 2 週間要する場合がありますため期間に余裕をもって申請してください。
- (4) 完了実績報告は申請年度の 3 月末日までに提出してください。

交付申請の方法

申請者はリフォーム着工前に、下記の書類を提出してください。

- ①交付申請書（様式第 20 号）
- ②同意書（様式第 19 号）
- ③住民票の謄本（同居する者のうち申請時に市外に住民登録がある者）
- ④婚約証明書（婚約による同居の場合。書式は任意）
- ⑤納税証明書（申請年の 1 月 1 日時点で市外に住民登録がある場合。学生を除く同居する家族全員分）
- ⑥図面（付近見取図及び平面図等リフォーム内容が分かるリフォーム前後の図面）
- ⑦リフォーム内容が分かる工事契約書等の写し又は見積書
- ⑧リフォーム対象部分の着工前の写真



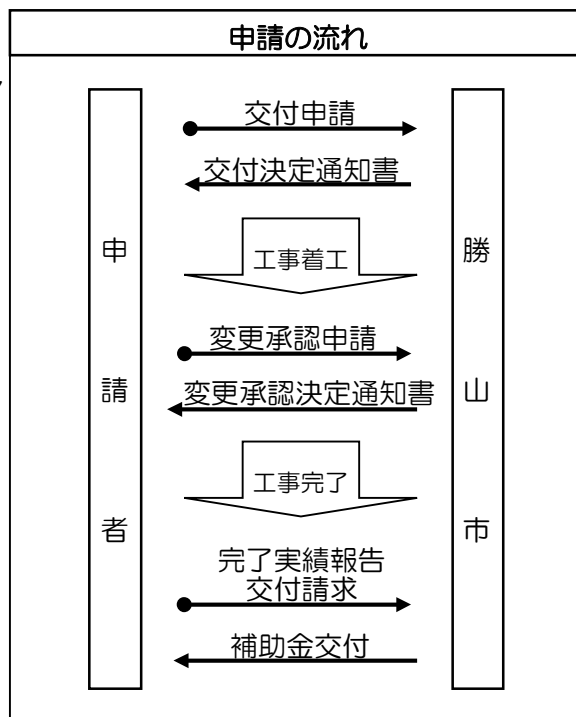
補助金請求の方法

リフォーム完了後、下記の書類を提出してください。

- ①完了実績報告書（様式第 24 号）
- ②交付決定通知書（様式第 21 号）の写し
- ③リフォームに関する領収書の写し
- ④リフォーム完了後の写真
- ⑤交付請求書（様式第 25 号）

【補助金交付の注意事項】

- 申請内容に変更等がある場合は、速やかに変更(中止)承認申請書（様式第 22 号）を提出してください。
- 補助金は所得税法上一時所得となりますので、確定申告しなければならない場合があります。
- 完了実績報告書及び交付請求書は申請年度の 3 月末日までに提出してください。



【お問い合わせ】

〒911-8501 福井県勝山市元町 1 丁目 1-1 (市役所 1 階)
勝山市役所 営繕課 建築・住宅政策係
TEL : 0779-88-8128 (課代表) FAX : 0779-88-1118
E-mail : kenchiku@city.katsuyama.lg.jp